

神戸市優良業務に係る市長表彰実施要綱

令和7年3月5日 建設局長決定

最終改正 令和8年3月25日

(目的)

第1条 神戸市内で優良業務を実施した事業者及び技術者を表彰し、その功績をたたえるとともに、業務の品質確保及びその担い手の育成を奨励することを目的とする。

(優良業務)

第2条 優良業務とは、実施状況及び成果物の内容等が優れており、創意工夫等がみられ、他の模範とするにふさわしい業務のことをいう。

(優良業務の区分)

第3条 業務の区分は、土木業務及び造園業務とする。

(優良業務の選定)

第4条 優良業務は、審査対象業務より選定する。

2 選定にかかる審査は、神戸市土木技術管理委員会において行う。

(審査対象業務)

第5条 審査対象業務とは、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 本市、神戸市水道局又は神戸市交通局が発注したもの
- (2) 選定の前年度に完成検査が完了したもの
- (3) 当初契約金額（税込）が200万円を超えるもの
- (4) 単価契約業務でないもの
- (5) 神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書または神戸市発注者支援業務共通仕様書を適用したもの
- (6) 監督担当課の推薦を受けたもの

2 審査対象業務の抽出方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 事業者からの応募
- (2) 監督担当課の抽出

3 前項第1号の事業者からの応募について、応募できる業務は第1項第1号から第5号に該当し、かつ業務成績評定点が70点以上であることとする。

4 第2項第1号の業務について、監督担当課はその所管に係るものの推薦の適否を判断する。

(認定)

第6条 第4条において選定された優良業務の事業者及び技術者を認定する。ただし、認定の前年度当初から認定日までに、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた事業者、又はその他認定することが不適当と認められる場合は認定しない。

2 認定の有効期間は、認定日から5年後の年度末までとする。

(認定の取り消し)

第7条 前条第2項に規定する認定の有効期間内において、次の各号のいずれかに該当する場合、本市は認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けた場合

(2) その他認定することが不相当であると委員会が判断した場合

2 事業者又は技術者のいずれか一方が前項に該当する場合は、事業者及び技術者のどちらも認定を取り消すことができる。

(表彰)

第8条 第6条で認定された事業者及び技術者を表彰する。

2 表彰は、表彰状を贈呈することにより行う。

(事務局)

第9条 事務局は、建設局技術管理課において行う。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。